

令和 8 年度 度会町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和 8 年 4 月

1 方針目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第 9 条に基づき、障害者就労施設等からの物品および役務(以下、「物品等」という。)の調達を総合的かつ計画的に推進するために作成するものです。

2 方針の対象範囲

この方針は、度会町の全組織を対象とする。

3 調達する物品等及びその目標

障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。(下記に記載のないものであっても、町が調達可能な役務、物品であれば対象とする)

・ 役務（清掃業務、除草作業、その他） 618 千円

4 その他物品等の調達推進に関する事項

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報と、町組織の各部署が希望する物品等についての情報を収集し、これら情報を各部署に提供することにより、障害者就労施設等への優先調達を推進する。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 当町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の 6 月末までに概要をとりまとめ、町ホームページ等により公表する。

6 調達方針に関する窓口

この調達方針の担当窓口は、保健こども課とする。ただし、公契約に関する窓口は発注元の部署が行うものとする。